

5 棚を設置した緑化

アーチやパーゴラなどを設置し、上部の棚にツル性植物を這わせた緑化は、ツル性植物が伸長可能な棚の範囲の水平投影面積を緑化面積として算出します。

$$\text{緑化面積} = \text{棚の水平投影面積}$$

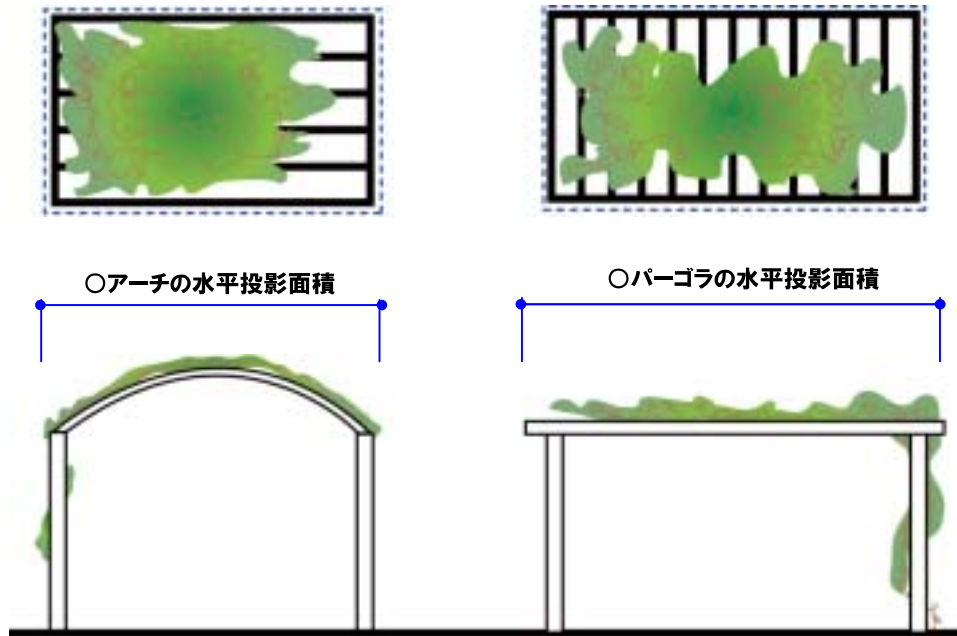


図 1-1-21 棚を設置した緑化の算出方法

6 緑化擁壁による緑化

緑化擁壁による緑化は、水平投影面積を緑化面積として算出します。

$$\text{緑化面積} = \text{緑化擁壁の水平投影面積}$$

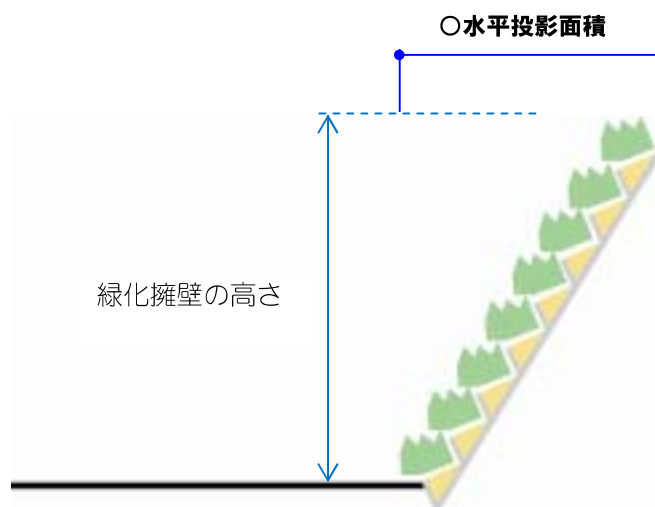


図 1-1-22 緑化擁壁の算出方法

7 駐車場等の緑化

駐車場等の緑化は、駐車場内の駐車帯にシバ又は地被植物などを植栽したものとします。地表面に植物のための保護材を敷設した緑化は、日当たりなど植物の生育に必要な条件を満たしている場合、その施工面積を緑化面積として算出することができます。

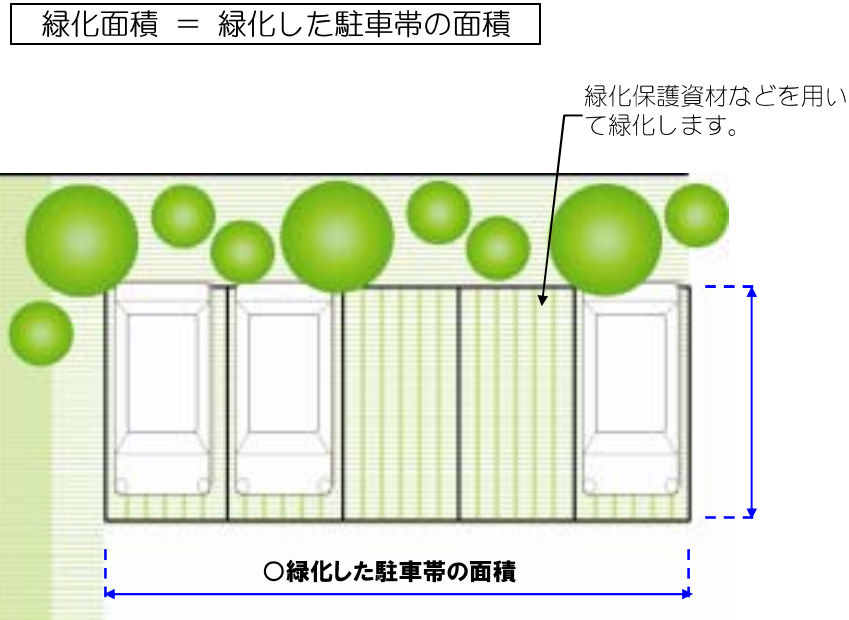


図 1-1-23 緑化保護資材を用いて駐車帯の全面を緑化した場合の算出方法

ブロックなどで保護する場合も駐車帯を緑化面積として算出しますが、ブロックなどの合計面積が駐車帯の面積の 1/2 を超えないものとします。

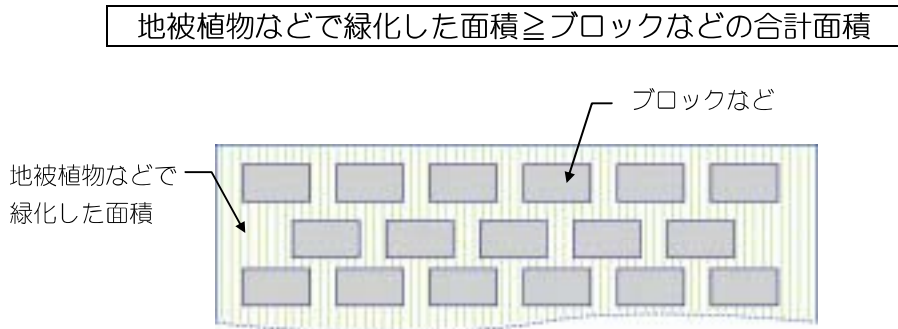


図 1-1-24 緑化ブロックを用いて駐車帯の一部を緑化する場合

8 独立した樹木による緑化

ア. 独立した樹木による植栽方法

平面緑化と独立して植栽された樹木は、植栽基盤を縁石またはツリーサークルなどで区画し樹木の根を保護したうえで、高中木を植栽したものとします。植栽基盤の樹木以外の部分では、可能な限り地表面を地被植物などで覆います。



図 1-1-25 高木による植栽方法

イ. 独立した樹木による緑化の算出方法

独立した樹木による緑化面積は、みなし樹冠の水平投影面積として算出します。

みなし樹冠の水平投影面積は、植栽時の樹高により求めます。

植栽時の樹高が 4.0m 以上の高木（成木）の緑化面積は、植栽時の樹高の $1/2$ を半径とした面積を緑化面積として算出します。また、植栽時の樹高が 4.0m 未満の高木（幼木）及び中木の緑化面積は、表 1-1-5 に示すみなし半径から計算した面積を緑化面積として算出します。ただし、みなし樹冠の水平投影面積が、他の緑化面積と重なる場合は重複して算出することはできません。

$$\text{緑化面積} = \text{植栽時の高さに基づき算定される半径による円の面積}$$

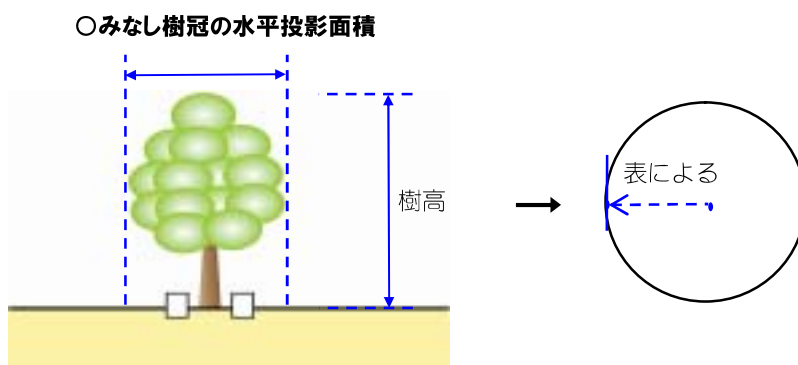


図 1-1-26 高中木による緑化の緑化面積の算出方法

表 1-1-5 独立した樹木の緑化面積の算出方法

区分	規格	樹冠の水平投影面積とみなす半径 (r)	1本あたりの計算例
高木 (成木)	H = 4.0 m 以上	樹高の $1/2$	樹高 4.0m の場合の樹冠の水平投影面積 $4.0 \div 2 = 2.0\text{m}$ (半径)、 $2.0 \times 2.0 \times 3.14 \div 2 \approx 12.5 \text{ m}^2$
高木 (幼木)	H = 2.5 m 以上 4.0 m 未満	1.6 m	$1.6 \times 1.6 \times 3.14 \div 2 \approx 8.0 \text{ m}^2$
中木	H = 1.0 m 以上 2.5 m 未満	1.1 m	$1.1 \times 1.1 \times 3.14 \div 2 \approx 3.8 \text{ m}^2$

9 コンテナ・プランター等による緑化

ア. コンテナ・プランター等による植栽方法

コンテナ・プランター等による植栽方法は、植栽土壌が入った植栽基盤に、樹木又は地被植物などを植栽したものとします。コンテナ・プランター等への植栽は、転倒などの安全性に十分な配慮したうえで、できる限り高木や中木などの樹木を植栽します。

コンテナ・プランター等の容量は50リットル以上で、安定し、かつ容易に移動できない構造のものとして。また、植物の生育を考慮して、基盤内の深さ及び幅を0.3m以上とします。

ただし、樹木生産の技術開発で作られた薄層緑化樹木など、生育基盤が確保されたものについては、この限りではありません。

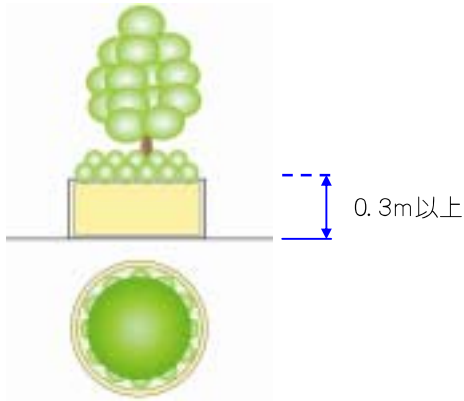


図 1-1-27 コンテナの植栽方法の例

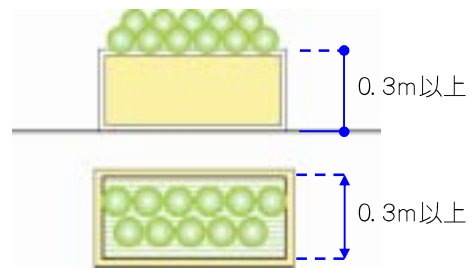


図 1-1-28 プランターの植栽方法の例

イ. コンテナ・プランター等の緑化の算出方法

地上部のコンテナ・プランター等による緑化は、樹冠の水平投影面積を緑化面積として算出します。

また、地被植物のみによる植栽は、植栽基盤の面積を緑化面積として算出します。

(ア) 樹木を植栽した場合

$$\text{緑化面積} = \text{樹冠の水平投影面積}$$

○樹木の樹冠の水平投影面積

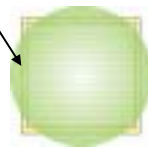


図 1-1-29 樹木による緑化の場合の算出方法

(イ) 地被植物のみ植栽した場合

$$\text{緑化面積} = \text{植栽基盤の面積}$$

コンテナ・プランター等に
囲まれた植栽基盤の面積



○植栽基盤の面積

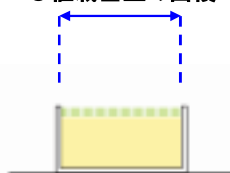


図 1-1-30 地被植物による緑化の場合の算出方法

10 水辺と一体となった緑化

ビオトープ[※]などのように水辺と一体となった植栽地では、水辺の面積も含めた範囲を緑化面積とします。

水辺周辺の植栽は、できる限り在来種[※]を中心に植栽し、地域の野生生物の生育・生息環境に配慮した水辺の構造や植栽とします。

緑化面積 = 水辺を含めた樹冠の水平投影面積



図 1-1-31 水辺と一体となった植栽地の植栽方法

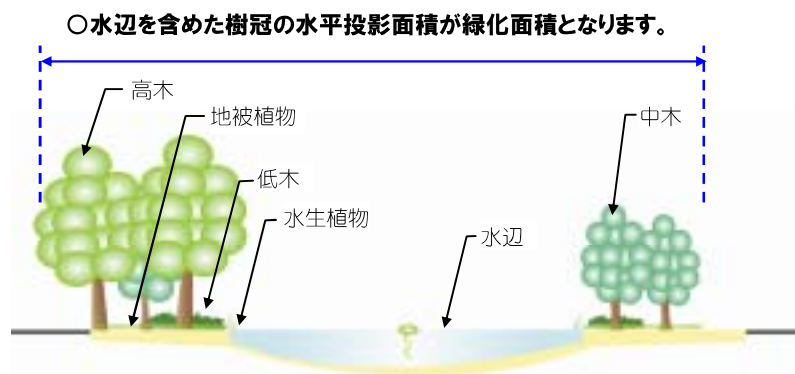


図 1-1-32 水辺と一体となった植栽地の算出方法

11 既存樹林の保全

既存の樹林を保全活用し、従前の形態を損なわない場合は、既存樹林面積を緑化面積として算出します。その場合、既存樹林の存続の確認ができること、及び保存・管理している樹林であることを明示する看板を設置することが条件となります。また、植栽された樹林や、管理がなされないまま放置された樹林などは、既存樹林とはなりません。

なお、緑化面積は既存樹林の樹冠の水平投影面積とします。

緑化面積 = 既存樹林の樹冠の水平投影面積

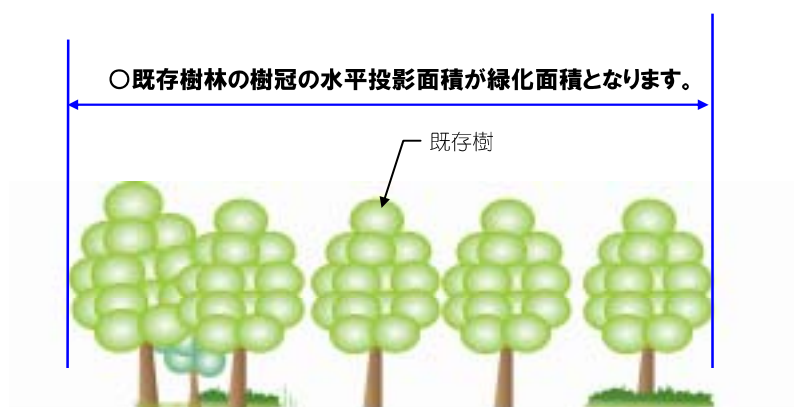


図 1-1-33 既存樹林の算出方法

12 その他

公共施設では、施設の用途や特性を踏まえ、以下の緑化についても、その施工面積を緑化面積として算出することができます。

- ア. 保育園、幼稚園、学校等における学校ファーム、ビオトープ、花壇など環境教育に供する緑化
- イ. 保育園、幼稚園、学校等の園庭・校庭の芝生
- ウ. 公園・緑地における芝生又は地被植物で覆われた場所及び花壇
- エ. 福祉、医療施設における園芸療法に使用する花壇